

# 会 議 録

会議の名称	平成24年度 小金井市情報公開・個人情報保護審議会（第3回）
事務局	総務部総務課情報公開係
開催日時	平成24年10月25日（木） 午後6時00分～午後6時56分
開催場所	小金井市役所第二庁舎801会議室
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	1 開 会 2 平成24年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について 3 個人情報保有等届出状況の報告について 4 諮問事項 5 その他 6 次回の日程について
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	情報公開コーナー（第二庁舎6階）、図書館本館、議会図書室（本庁舎4階）備付けの議事録に添付してあります。
その他	

## 平成24年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会会議録

1 日 時 平成24年10月25日(木) 午後6時00分～午後6時56分

2 場 所 第二庁舎801会議室

### 3 内 容

(1) 平成24年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について

(2) 個人情報保有等届出状況の報告について

①児童福祉法等申請業務 ②個人市民税・都民税賦課業務変更届

(3) 諮問事項

諮問第21号 小金井市災害時要援護者名簿の外部提供について(小金井警察署)

諮問第22号 電子申告等受付システムについて

諮問第23号 電子申告等受付システムのオンライン接続について

諮問第24号 電子申告等受付システムのオンライン接続委託について

諮問第25号 障害者地域自立生活支援センター運営委託について

(4) その他

ア 暴力団排除条例について(報告)

イ 次回の日程について

### 4 出席者

#### 【委員】

松 行 康 夫	遠 藤 圭 司	仮 野 忠 男
塩 川 洋 史	篠 崎 潔	嶋 田 一 男
白 石 孝	多 田 岳 人	中 里 成 子
畠 山 重 信	望 月 皓	

#### 【市側】

稲葉市長

大澤危機管理担当部長

<障害福祉課>

堀池障害福祉課長

<市民税課>

本木市民税課長

鴨下市民税係長

杉野諸税係長

<資産税課>

上石資産税課長

<地域福祉課>

梶野地域福祉課長

小俣地域福祉係主事

<情報システム課>

菅野情報システム課長

<総務課>

小林総務課長

白鳥情報公開係長

石川情報公開係主事

【傍聴者】

0名

**【会 長】**

ただいまから平成24年度第3回小金井市情報公開・個人情報保護審議会を開催いたします。

審議に入る前に、委員の御欠席につきまして、本日、西口委員は御都合により御欠席との連絡を受けております。よろしくお願いいたします。

それではまず、「平成24年度第2回情報公開・個人情報保護審議会会議録の確認について」を行います。既にこの文書は皆様のお手元に届いているかと存じますが、遠藤委員から訂正の御連絡をいただき、資料を配付しておりますが、その他の委員におかれまして訂正等ございますか。資料は訂正箇所を印をつけて、申し出があったように記載しておりますので、御確認をお願いいたします。

特にそのほかの御訂正等ないようですので、これを認め、承認いたします。

それでは、小金井市個人情報保護条例に基づく個人情報保有等届出状況報告書による報告と諮問をお願いいたします。

**【市 長】**

情報公開・個人情報保護審議会への報告、諮問事項を申し上げます。

始めに、報告事項について、小金井市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、個人情報保有等届出状況を報告いたします。

今回御報告いたしますのは、個人情報の届出開始に関するものが8件、届出変更に関するものが6件となります。

次に、諮問事項について、今回諮問いたしますのは、個人情報保護条例第12条に基づく「小金井市災害時要援護者名簿の外部提供について(小金井警察署)」、個人情報保護条例第14条に基づく「電子申告等受付システムについて」、個人情報保護条例第15条に基づく「電子申告等受付システムのオンライン接続について」、個人情報保護条例第27条に基づく「電子申告等受付システムのオンライン接続委託について」、「障害者地域自立生活支援センター運営委託について」の合計5件となっております。細部につきましては事務局から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**【会 長】**

承りました。

**【総務課長】**

大変申し訳ございませんが、市長は公務につき、ここで退席させていただきたいと思っております。

**【会 長】**

それでは、審議に入りますが、審議に入る前に、事務局からの説明を受けたいと存じます。

まず、個人情報保有等届出状況報告書について、事務局から説明を受けた後、委員の皆様から御意見、御質問を受け、それに対する説明を事務局または担当課から受けることで進行いたしたいと存じます。

では、説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

よろしくお願いいいたします。なお、本日、総務部長につきましても、公務につき欠席させていただいておりますので、御報告させていただきます。

それでは、個人情報保有等届出状況の報告について、今回の届出は開始8件、変更6件でございます。

1ページの部課別の明細をお開きください。部課別の届出状況は御覧のとおりでございます。2ページはその内訳で、備考欄に「諮問関連」とありますのは、諮問事項の説明の際に併せて御報告させていただきます。

それでは、3ページをお開きください。届出番号28-201「児童通所給付費支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書」から、5ページ、届出番号28-208「高額児童通所給付費支給申請書」でございます。

様式類集につきましては、1ページから10ページに書式を載せてございます。

障害福祉課の案件です。障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、障害保健福祉施策を見直すまでの間において、障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律について、障害者自立支援法や児童福祉法等の一部が改正され、平成23年10月1日からグループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護等が実施されているところですが、平成24年4月1日から相談支援の充実、障害児支援の強化等が新たに実施されることから、市は新しい様式を保有することから届出るものでございます。

個人情報の主な内容は各届出番号の個人情報の内容である別紙8ページから11ページを御覧下さい。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、諮問に移らせていただきたいと思います。

それでは、諮問書の1ページ、諮問第21号「小金井市災害時要援護者名簿の外部提供について」地域福祉課の案件でございます。3ページから7ページに資料をおつけしておりますので、御覧下さい。

それでは、4ページのフローチャートを御覧下さい。

災害時要援護者名簿は、第二次情報提供先である地域包括支援センターと居宅介護支援専門員について、前回、提出先の御審議をいただいておりますが、今回、第二次情報提供先の小金井警察署について追加したいことから、条例第12条第2項及び第3項の規定により、諮問するものでございます。

個人情報の内容につきましては、1ページの上から3段目でございます、「必要とする個人情報の内容欄」の情報を外部提供することになります。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

**【望月委員】**

今回の諮問は、以前にも諮問を受けて協議しましたけれども、外部提供する個人情報の内容が変わったところがあるのですか。警察が加わるわけですが、特別に、警察だからこの部分を増やしたとか、あるいは減らしたとか、そういうことがあるのかどうか。他の以前の諮問と全く同じなのかどうかを確認したい。

**【地域福祉係主事】**

今までの諮問にありました、消防署、民生委員、包括支援センターに提供する内容とは変わってはございません。同じでございます。

**【会 長】**

よろしいでしょうか。

**【望月委員】**

はい。

**【白石委員】**

4ページのフローチャート、流れ図のところの網掛けがある第二次情報提供がここの中に入っているわけですが、包括支援センターとかは前回諮問ということで、この中の実施・未実施の確認をもう一度していただきたいです。

**【地域福祉係主事】**

第二次情報提供でございますが、上から順に申し上げます。地域包括支援セン

ター、ここにつきましては前回諮問させていただきまして、御了承いただいたものでございます。現在、具体的な作業を進めているところでございます。障害者地域自立生活支援センター、これにつきましては協議中でございます。当該センターのほうでの受け入れの能力といたしましうか、受け入れ方とか、あるいはその後の作業の仕方等、これから検討していくことになっています。消防団でございますが、ここはまだ具体的なお話をしてございません。ただ、他市の状況などを見ると、消防団との提携と協力ということでは、進んでいることは私たちも十分承知をしております。これからどのような形でできるか、検討していかなければいけないと思っています。警察署は今回、諮問させていただくところでございます。社会福祉協議会でございますが、これもまだ検討についてところでございまして、これから社会福祉協議会と災害時のボランティアさんとの関係とかいろいろなことを調整しながら、具体的な検討に入っていきたいというふうに思っているところでございます。

**【白石委員】**

わかりました。

**【嶋田委員】**

前回は聞いたかと思うのですが、確認ですけど、共有方式、手上げ方式という言葉が出ていますが、手上げ方式とは、本人がやると言う、意味なのでしょうか。もし、そうだとすると、本人が自分で意志が言えないような方は、どういうふうにごこの中では位置付けてくるのかを聞きたいです。

**【地域福祉係主事】**

私どものほうで災害時要援護者の方たちの名簿をつくるに当たりましては、このフロー図の中の真ん中のところでございますが、御本人様の同意をいただかず、本審議会でご審議をいただいた結果、各課にあるコンピューターデータを名寄せして一本にまとめた情報がございます。それがひとり暮らしの高齢者の方、75歳以上ですが、あるいは要介護3以上とか、身体障害者手帳の1・2級、知的障害1・2度の方たちです。ですから、この方たちはもう最初から入っているわけですが、この中に漏れているというか入っていないのが、精神障害にある方たちでございます。この方たちについては、まだ社会的ないろいろな問題というか、社会的ないろいろな考え方の中で、なかなか御本人様にはからずに名簿をつくることはまだ早いのかなと思っております。そういう方たちについては、こういう制度を行っておりますので、御自分の情報は他の方たちと共有していいよというふうに

判断をしてくだされば名簿に載せさせていただきますというようにお知らせをして、手を上げていただいて名簿に入ってください。それから、ひとり暮らしとか要介護3以上とかそうでない方であっても、その方の身体の特徴などによって、名簿に入れておいてほしいというふうに御意志があれば入っていただく、そういうふうな形での手上げ方式であります。

ですから、最初に大勢の方たちについては大枠で情報は収集をさせていただき、そこに漏れた方と申しますか、そこに入れなかった方について、必要があるというふうに御本人様のほうで判断いただければ、手上げ方式で入っていただく、そういうふうな流れになっています。

**【嶋田委員】**

私の質問は、本人の意志が、そこが明確でない方はどうするのでしょうかという質問です。

**【地域福祉係主事】**

申し訳ありません。

そういう中で、御本人の意思。ほとんどの方は最初の段階で入ってくれると思いますが、御本人の意思があらわせない方たちについては御家族様から言っていただくとか、あるいは介護保険の場合にはケアマネージャーさんがケアプランを立てていますから、ケアマネージャーさんのほうから情報をいただいて御本人に接触するとか、そのような形でやらせていただきます。

**【嶋田委員】**

もう1つ、関連で、それでも漏れたような方はいらっしゃるのでしょうか。それとも、いるとの認識で、仕方ないというような見解なのでしょうか。

**【地域福祉係主事】**

今のやり方で100%かどうかと言われれば、100%とは言えないというふうにお答えをせざるを得ないと思いますが、地域の中で民生委員さんとか、そういった方たちが地域を回ってくださって、いろんな方たちのお話を伺っておりますので、民生委員さんから、こんな方がいらっしゃるよという情報もいただいておりますし、そういった形で、地域全体で災害時要援護者に限らずですが、何かお困りの方たちの情報はあるわけですから、その中から私どものほうにご連絡をいただくような形をとらせていただきます。

**【嶋田委員】**

わかりました。



【会 長】

では、お手が挙がっていた中里委員お願いいたします。

【中里委員】

嶋田委員の質問とほとんど同じでございまして、個人、本人の同意をどのように扱っていらっしゃるのかの確認がしたかったのですが、今のお答えで了解でございます。

【会 長】

他にございますか。

【島山委員】

諮問の6ページに第5条「乙は、東京都個人情報の保護に関する条例及び」とありますが、小金井市の個人情報保護条例と東京都の個人情報の保護に関する条例とは、何か大きく変わるところがあるでしょうか。

【地域福祉係主事】

条例そのものについて、細かく見ていけば違う部分もありますが、大枠としては変わっていません。私どもの個人情報保護に関する条例は、東京都の条例と並行しており、国のほうにも個人情報の保護に関する法令等もございます。

基本的には小金井市の個人情報保護条例は、小金井市の実施機関に課されている取扱いの義務でございまして、東京都の条例は都のそれぞれの機関に対して個人情報の保護を課しているものでございます。ですから、警察の場合には基本的には東京都条例に縛られるわけでございますけれども、小金井市とこういう形で一緒に、ある意味では共同事業の中で情報を共有するわけでございますので、小金井市の条例も十分理解していただき、遺漏のないように努めていただきたいと思いますということをお願いしてございます。警察署のほうも、この案文については御了解をいただいているところでございます。

【会 長】

他にございますか。

特にないようですので、この案件を承認いたします。

それでは、次の説明をお願いいたします。

【総務課長】

8ページでございます。諮問第22号「電子申告等受付システムについて」、10ページ、諮問第23号「電子申告等受付システムのオンライン接続について」、12ページ、諮問第24号「電子申告等受付システムのオンライン接続委託につ

いて」でございます。関連しておりますので一括して説明させていただきます。  
市民税課及び資産税課の案件です。

14ページから資料をお付けしておりますので、御覧下さい。

3つの諮問につきましては、平成23年度第4回の本審議会に諮問し、御承認いただいているところですが、その後、業務を進めていく中で、承認済みの「給与支払報告書」に加え、「公的年金等支払報告書」、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」、「市民税・都民税給与所得等に係る特別徴収への切替申請書」、「退職所得の源泉徴収・特別徴収票」に関して、今まで紙ベースで保有していたものにつきまして、追加して電磁的方式による授受を行うためシステムを含めて諮問するものです。

諮問で扱う個人情報の対象は共通で、各諮問のページの最初にあります個人情報の項目の1から10までが既承認分、11番から24番が今回追加される個人情報になります。

また、前回、業務開始年月日が25年1月1日としておりましたが、開始日が前倒しとなり、平成24年11月26日に変更となっております。契約上の個人情報の取扱いに係る事項は、16ページの7及び8をごらんください。また、個人情報取扱い特記事項につきましては、諮問の共通事項といたしまして、29ページ以降に添付しております。

保有届にお戻りください。5ページ、届出番号04-16「公的年金等支払報告書」、6ページ、届出番号04-22「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」、及び届出番号04-24「市民税・都民税給与所得等に係る特別徴収への切替申請書」は、保存方法に電磁的記録を追加するための変更です。同じく6ページ、届出番号04-19「給与支払報告書」につきましては、業務変更年月日を24年11月26日に変更するものです。7ページ、届出番号05-6「退職所得の源泉徴収票・特別徴収票」は、保存方法に電磁的記録を追加し、電算入力及び委託処理を有へ変更するものです。届出番号04-50「電子申告等受付システム」は個人情報の対象となる個人の範囲、業務開始年月日、及び個人情報の内容が変更になります。詳細につきましては、12ページの別紙を御覧下さい。

【会長】

項目は多岐にわたっておりますが、御質問、御意見ございますか。

【中里委員】

電磁的記録になるに伴ってこれだけ追加されたと考えてよろしいのでしょうか。そうしますと、地位や職歴は文書であるときと違って、増えなければならない理由というのは、どういう目的のためでしょうか。

**【市民税課長】**

今回、項目として増える内容ということですがけれども、従前、紙で行っていた内容としてこちらにこれまで登録されたものを、そのままシステムにも同じ内容で記録するということです。ちなみに、地位とは、実は退職所得に関しまして、税法上の規定で、役員の方々に関する税法上の計算が少し異なるもので、それについてやはりこちらのほうに届け出をしてもらう必要がございますもので、紙ベースでも従前からいただいたところでございます。

**【中里委員】**

わかりました。

**【畠山委員】**

関連でよろしいでしょうか。都民税の賦課業務変更届ということですがけれども、中里委員がご質問されました、職業職歴等、あるいは地位の情報、これらは都民税賦課業務の部門で必要なかどうか。例えば、私の職業職歴、あるいは地位というものが、どこからその個人情報が小金井市に流れてきたのか。そして、それをなぜ保護しなくちゃいけないのか。今回、なぜこういう賦課業務のところに必要なのか、私には理解できないのですが。

**【市民税課長】**

職業職歴等について、税法上、必要な情報であるかという趣旨の御質問かと思いますが、税の徴収方法といたしましては、給与支払いの給与所得者に関しましては特別徴収ということになってございまして、給与支払者の方々に、あらかじめ引いていただいて給与支払者の方が市役所に納めていただく特別徴収の方法を設けてございます。例えばその方が退職をしてしまったというようなことがございますと、その方の特別徴収で支払うことができなくなってしまいます。そういう趣旨につきまして、例えば退職したということをお教えいただきまして、それによって、それまでの給与を支払っている方が、こちらに情報として申告をするというような手はずになってございまして、それに基づいて、今度は特別徴収ができないわけですので、今度は個人の方が直接納付書によって支払っていただく普通徴収というものに切りかえていただく必要がございますので、こういう情報が必要ということになってございます。

**【畠山委員】**

私の地位、私が元経営者だったということも必要な情報になるのでしょうか。

**【市民税係長】**

11番と12番についてですね。こちらの項目の内容としては、職業職歴等と地位ということで、その方のすべての地位がどういうものなのかとか、職業職歴がずっとこうこうだということではございません。特に退職所得についてなのでございますが、こちらにつきまして、退職金の収入が幾らといったときに、所得税についても、私どものほうで言う地方税、住民税につきましても、その会社に勤続していた勤続年数ですとかによって控除できる金額というのが計算されるわけです。そういう意味での職業職歴で、勤続年数等の限られたものでございます。

また、地位につきましては、市民税課長のほうからも話があったとおりでですが、税法の改正がございまして、役員の方につきましては、一般の従業員の方とは別に、短い期間しか役員の在籍期間がないときに、その収入から控除できる金額の計算方法が少し変わってきます。その関係で、役員かそれ以外の方かということでの意味合いでございますので、履歴書といったようなものではございません。

**【会 長】**

おわかり願えましたでしょうか。

**【畠山委員】**

私の履歴書が全部こっちへ回ったのではないかと思いましたが。

**【会 長】**

役員かどうかということで。議論がございましたが、よろしいですか。

**【畠山委員】**

はい。

**【会 長】**

他にございますか。

**【望月委員】**

このシステムは特別徴収の関係で、申告をしていわゆる普通徴収になる方たちというのは、このシステムには入っていないということでいいのですか。最近よく、電子申告をと、税務署等で盛んにPRしてはいますが、このシステムというのは特別徴収義務者が特別徴収するために市のほうへ出す書類がこういう電子化になるという解釈でいいのでしょうか。

**【市民税課長】**

一般の普通徴収の対象の方々のことに関することですが、よく電子申告でとっているものは、税務署のほうで行われておりますe-Taxと呼ばれているものでして、これは所得税の対象の方がその所得を申告するときに電子申告という形をとる手段がe-Taxというものでございます。

当方で行います電子申告というのは、いわゆるeLTAXというふうな形でPRされているものでございまして、これは個人の方々がする手続きではなくて、給与支払者等の法人側が行う手続きとしてシステムで申告ができるというような形になってございます。

**【望月委員】**

わかりました。

**【仮野委員】**

1点、質問です。この資料19ページに「市区町村における電子申告受付サービスの導入状況（都道府県別）」があります。これは勉強のためにお伺いするのですが、平成24年度現在対応団体で見ると、北海道が39.66%と随分低いのですが、これはどういう理由ですか。

**【諸税係長】**

平成24年度対応団体ということで、北海道の例をお出しいただいたので北海道で説明させていただきますと、市区町村の数179団体のうち、71団体ということで、39.66%という形にはなりますが、今後、北海道のほうでも徐々に増えていくという形にして最新の速報値でいきますと、未定の地域も一部もありますが、平成26年1月までに174団体が今のところ導入が決定しております、残る5団体も対応を検討しているという報告を受けております。

**【仮野委員】**

わかりました。

**【会 長】**

よろしいですか。

**【仮野委員】**

対応が遅れているということですね。ありがとうございます。

**【会 長】**

他にございますか。

**【嶋田委員】**

18ページにシステムのデータ送信のイメージにパンチ入力というのが右側に

ありますが、これがなくなると。パンチ入力というのがよくわからないのですが、どのような内容がどうなるのでしょうか。

**【市民税課長】**

パンチ入力という作業の部分ですけれども、我々職員が、いろいろな資料の提出がありますと、やはりどうしても電子計算機システムのほうに取り込む必要がございます。市の職員が直接入力をする場合もありますし、そういう作業のことをいわゆるデータパンチ入力というような言い方で、職員のほうの造語かもしれませんが、そのような作業でございます。

そうしますと、それが今度、電子で来るわけですので、それを取り込むような形の作業を行うと、この職員の入力作業が不要になるということで、自治体側にも効率化ができるという、そういう趣旨のことが書かれている図でございます。

**【嶋田委員】**

わかりました。

**【篠崎委員】**

18ページのイメージ図ですけれども、今のお話で、パンチ入力が不要になったということで、その後、省力化ということにつながったということなのですが、これを見るといかにも、確かに不要になった、企業は郵送が不要になった、市区町村はパンチ入力が不要になったと。紙でやるよりもよくなったように思うのですが、地方税ポータル、地方税電子化協議会というのが、これが入っているわけですか。そうすると、今までなかったものがここに入ったということなのでしょうか。つまり、天下りみたいなものがここへ入ってきて、そのために、例えば企業や市区町村は省力化になっても、こちらのほうにお金が使われているのかなということですか。

**【市民税課長】**

こちらの地方税電子化協議会という団体のものでございます。全国で同一のシステムを使うということで、おっしゃるように、こちらがコンピューターの大きな電子計算機等、大型のものを持つわけですので、そこにかかる費用、例えばシステム等の大きいところで集約している部分の費用というのは、当然、かかるところでございます。そこに対する負担金というのも、都道府県市区町村、支払っているところでございます。

**【篠崎委員】**

支払っているのですか。

**【市民税課長】**

はい。この団体でございますけれども、もともと税の効率化を目指そうということで、都道府県市区町村、市の職員から出向という形で、いわゆる現役の職員たちが各市、大きい市とか都道府県が持ち回りで職員を出向させて運営をさせているところでありまして、理事の方々にも、いわゆる都道府県の知事の方や市区町村なら市区町村長の方たちになっていただいで運営をしている団体でございます。

**【会 長】**

よろしいですか、篠崎委員。

**【篠崎委員】**

はい。

**【仮野委員】**

これは昔の自治省所管のものですか。

**【市民税課長】**

理事等のメンバーに、旧自治省、総務省の方々のメンバーが入っているかどうかは、わからないのですが、それよりもやはり電子化ということに際して、もちろん総務省ともいろんな細かいところですり合わせはしていると思うのですが、いわゆる電子化ということで、自治体側のほうから、もっと効率的なものが取れないかという、そういう流れの中で、個々の自治体ではできないことでございますので、集まって何とかやっいてこうというところに生まれた団体というふうに理解しております。

**【会 長】**

他にございますか。特にないようですので、この案件を承認とさせていただきます。

それでは、次の説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

続きまして、21ページ、諮問第25号「障害者地域自立生活支援センター運営委託について」でございます。障害福祉課の案件です。

24ページから資料をおつけしておりますので、御覧ください。

本諮問につきましては、平成23年度第4回の本審議会に諮問し、御承認いただいておりますが、その後、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の施行に伴い、委託内容に虐待防止事業を追加し、委託処理する個

個人情報の項目に追加する部分が出たことから諮問するものでございます。

追加される個人情報の項目等は、22ページの別紙の追加としている部分になります。

**【会 長】**

御質問、御意見ございますか。

**【遠藤委員】**

作業履行場所が庁外ということで、受け渡しの方法はどういったものになるのでしょうか。郵送とか、データとか、実際に作業する場所は庁外ということなので受け渡しについて伺いたいのですが。

**【障害福祉課長】**

こちら、障害者地域自立生活支援センターというところのほうに委託してございます。受け付けのほうも、そちらのほうで窓口となって受け付けていただくと。個人情報の、いわゆる受け付け等に係る相談記録等も、そちらですべて保有していただくというところでございます。

**【遠藤委員】**

元々あるデータを持ち出すということではないのですね。

**【障害福祉課長】**

こちら基本的な流れとしましては、何かしら障害のある方が虐待をされているであろうと思う事業所さんであるとか、友人であるとか、そういう方々からの通報をセンターにさせていただきます。そうした中で、通報による、まず受付簿、記録的などところをそこで保有してもらって、その中での流れで、その方に対して支援を、そのセンターから人が行って支援をしていくという流れになるので、基本的にはセンターのほうですべて保有し、情報は持っているということです。

**【会 長】**

よろしいですか。

**【遠藤委員】**

はい。

**【会 長】**

他にございますか。

**【畠山委員】**

28ページの(4)「障害者地域自立支援センターの運営費に不用額が生じた際は、委託料を返還することとする」とありますけど、この委託料の返還という



のは年度単位で返還するのでしょうか。それとも、ずっと残しておいて後で返還すればいいということなのでしょうか。

**【障害福祉課長】**

こちらについては年度単位になっていると思います。

**【畠山委員】**

年度単位ですね。

**【会 長】**

他にございますか。

**【中里委員】**

これは意見ということではないのかもしれないですけども、虐待防止事業というのは、気持ちとしては、個人としては遅きに失した感じがあって、今はこれを追加しなくては間に合わないような現状というのがあるかと思います。ですから、その情報の共有というのは、もちろん漏えいはまずいですけども、非常に的確に判断して、次の行動ができるような何か措置を講じていただきたいと、ちょっと趣旨から離れるのかもしれないですけども、そういうふうに願いたいと思いました。

**【障害福祉課長】**

こちら、基本的な虐待防止等のスキームというか流れを御説明させていただきたいと思います。基本的に、誰かしらからの情報がセンターのほうに行きます。そうした場合、センター及び市の職員が加わって、その状況等を簡単に確認し、その状況によってはその現場に行き、状況を調査し、それを持って帰る。それをもって、これは緊急性が必要だという話になれば、また警察等いろいろな関係機関等にお話、お願いをし、集まっただいて会議を開き、その後、その方をどう支援していくか、どうその家族、施設、事業所等から分離するかというところを、段階を経て、基本的には会議で決定していくというところになります。

**【中里委員】**

わかりました。

**【会 長】**

他にございますか。

**【多田委員】**

こういった情報の収集は、一括してセンターが行うということによろしいのでしょうか。

**【障害福祉課長】**

そこもありまして、いわゆるセンターのほうが基本的には一括でお願いする形になります。ただし、どうしても障害福祉課のほうの窓口にも連絡、通報とかかかってきますので、それにおいてはこちらのほうで、まず整理をさせていただきます。そこで、その情報をもってセンターなりセンターの職員に来ていただく等して、会議を持つという形になりますので、その都度の情報によって、受けた場所によって、市が受けた場合は当然、センターにもその情報をお持ちするような形で、基本的にはセンターのほうで一元的に持っていただく形を考えています。

**【多田委員】**

ということは、このセンター以外で取り扱ったものについては、センターに受け渡した後は、その情報はそれぞれ受け取ったところでシュレッダーにかけるとか、そういう対応をするということによろしいのですか。

**【障害福祉課長】**

基本的には原本となるものはセンターで一括管理と考えています。

**【会 長】**

他にございますか。

特にないようですので、この諮問案件を了承とさせていただきます。

それでは、諮問事項については、すべて了承したということを確認させていただきますまして、次にその他の、ア、イについて、これから進めさせていただきます。

まず、アについて、事務局から説明をお願いいたします。

**【総務課長】**

1件ですね、現在、市では暴力団排除条例につきまして作成中でございますが、本件につきまして、担当課のほうから若干説明をさせまして、報告のほうをさせていただきますたいと思います。

**【会 長】**

それでは、担当課どうぞお願いします。

**【危機管理担当部長】**

本日、貴重な時間をいただきまして、まことに申し訳ございません。

先ほど総務課長からお話ございましたとおり、小金井市におきまして、この12月の議会に暴力団排除条例を上程する予定でございます。その条例案の中に、3ページでございますが、個人情報の収集及び提供という条文等がございますので、本日、当審議会のほうに御報告をさせていただきますものでございます。

昨年の10月1日、東京都の暴力団排除条例が制定され、47都道府県ではもう既に条例化が定められているところがございますが、都の条例ではあくまでも東京都の役割としか縛ることができず、市町村におきましても事務事業等に関して法的な規定がないという状況がございます。またさらに、今後、こういった条例がないところに暴力団が関与、入ってくるという状況もございますので、小金井市といたしましても暴力団排除に向けた取組を明確化するに当たりまして、本条例を示すものでございます。

特に個人情報等の関係でございます。今後、各部署で収集した情報、例えば市の施設利用者情報等におきまして、その者が暴力団であるかどうかの情報、そういった状況を警視庁に照会することが予定されてございます。そういった観点から、本条例の規定に沿うような形で対応してまいりたいという状況でございます。

なお、その収集する情報につきましては必要最小限の範囲と規定し、むやみに収集するものではございません。また、本条例施行後、今後、警察と覚書等締結するところにはなりますが、当然、それに基づく情報を照会するに当たりまして、個人情報を取り扱う事務の届出が必要と認識してございます。こちらのほうにつきましては、条例の施行が4月1日という観点から、今後、3月に予定されておりますこちらの審議会のほうに御報告を申し上げる予定でございます。

現時点ではそのような動きをしてございますので、本日、この場をお借りしまして御説明させていただきたく、お時間をいただいたという状況でございます。

#### 【会長】

その他のアの案件につきまして、担当課から説明がございました。この件につきまして御意見、御質問ございますか。冒頭の説明にありましたように、本年12月議会にこの条例案につきまして審議予定であると説明がございましたことを確認いたしました。いかがでございましょうか。

特にないようですので、この案件は報告ということで、審議を終わります。

それでは、本日のその他のイの案件につきまして、説明をお願いします。

#### 【総務課長】

その前に、今の暴力団排除条例でございますが、こちらのほう議会に上程しているものではございません。あくまでも庁内での検討の段階のものでございまして、今回、14条というのを、一応、入れる予定ということでこちらのほうに御報告させていただいたものでございます。内容につきましては、最終的に議会へ上程する際には、若干中身も変わるということですので、こちらの取り扱いにつ

きましては、御留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、次回の日程につきまして、事務局案としましては、平成25年の3月14日木曜日として提案させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**【会 長】**

次回の日程についてですが、新年をまたいでおりますけれども、会議室の関係で、事務局案では平成25年3月14日木曜日となっておりますが、いかがでしょうか。もし御承認いただければ、次回は平成25年3月14日木曜日、午後6時から、当801会議室で開催をいたしたい、そのように存じますので、よろしくお願いいたします。

これをもちまして、本日の情報公開・個人情報保護審議会を閉会とさせていただきます。本日は夜遅くまでありがとうございました。

— 了 —